

〔研究ノート〕

国際紛争の解決における国連・安保理と国際司法裁判所
—イスラエル隔離壁建設事件の判決から両者関係の再検討—

〔Research Notes〕

何 鳴

The Settlement of Dispute and the Relation between SC and ICJ:
A Review of the Case “Legal Consequences of the Construction of a Wall”

HE Ming

Abstract

9 July 2004 International Court of Justice (ICJ) gave an advisory opinion to answer the question from United Nations General Assembly about the “Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory”. In the opinion ICJ recognised a fact that ICJ and Security Council (SC) and the General Assembly together resolve a same dispute. ICJ pointed that when the General Assembly decided to request an advisory opinion from ICJ, as the SC was at that time unable to adopt a resolution concerning a crisis as like the construction of a wall in the occupied Palestinian territory, as a result of the negative vote of a permanent member.

I found the “Construction of a wall case” and the judicial process, the legal result, are very alike the “Lockerbie case” (1990). The “Lockerbie case” showed us the relation between ICJ and SC, and that brought a relative problem that is the judicial review by ICJ. Both the relation and judicial review by ICJ are new and important problems for international law. I researched these problems in some papers. The “Construction of a wall case” showed us same problems with the “Lockerbie case”. In this paper I found that in the “Construction of a wall case” the relation between ICJ and SC becomes friendly, and softly more and more. They are a true partner, not sharply, not antagonistic, as some international lawyers and scholars predicted. I want to say that the relation between ICJ and SC, and their practice always show us some important things about international law. So we must study these things rather than from books, because international law is a active law and meet with problems that come from the whole world every day.

「国際紛争の解決における国際連合（以下、国連）・安全保障理事会（以下、安保理）と国際司法裁判所（International Court of Justice, 以下、ICJ）の関係」というのは、決して新しいものではない。両者の関係またはあるべき関係というのが物議を醸して以来、実に内容が豊富な議論になっている⁽¹⁾。實際上、国際司法裁判所の司法活動において、1993年の「ボスニア・ヘルツゴビナ事件」⁽²⁾の審理以来、同一係争事件における国連・安保理と国際司法裁判所の同時解決という現象が一時的に息をひそめている。しかし、最近この現象がふたたび国際司法裁判所の法廷に登場した。それは「イスラエル隔離壁建設事件」⁽³⁾である。この事件は従来と同様に国際紛争の解決における国連・安保理と国際司法裁判所の関係という問題をあらためて提起している。そして、従来同一係争事件ごとに両者の関係およびあるべき関係という問題はそれぞれの問題性と意味合いを提示しているのと同様に、今回のイスラエル隔離壁建設事件も独自の問題性と意味合いを見せている。これらのすべての事件に提示された問題性と意味合いは個別分離のものではなく、総合的に帰納的に見る必要がある。このように見れば、同一係争事件における安保理と国際司法裁判所の関係ないし国際紛争の解決における両者のあるべき関係を客観的に捉え、正確に見ることができる。この意味で、今回のイスラエル隔離壁建設事件は重要なもので、見逃すことができない。

一 事件と問題提起

イスラエル隔離壁建設事件（Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory）は2004年7月9日国連・総会の意見要請に対する国際司法裁判所が勧告的意見を提出した審理事件である。

1. 事実—2003年イスラエルがすでに占領し入植したパレスチナ領内の東エルサレムおよびその周辺地域でパレスチナ領土を分割しパレスチナ人を阻止するための隔離壁を建設した。この隔離壁および建設行為は1949年に達成した停戦ライン（グリーン・ライン）に違反し、パレスチナの領土を併呑しパレスチナの自然資源を破壊し、パレスチナ人の生活に被害を与え、パレスチナ人の民族自決権を脅かした。この事実のゆえに、2003年10月9日アラブ国家連盟が国連総会へイスラエルの隔離壁建設をめぐる事実を報告し安保理会議の招集と決議の採択を要求する手紙を提出した。2003年12月20日国連総会が同年度第十回緊急特別会議を開き、同会議においてイスラエル・パレスチナ情勢および中東情勢に問題を引き起こしたイスラエルの隔離壁建設の法律問題を、国際司法裁判所へ勧告的意見を求めるES-10/14決議を採択した。

(1) 2001年拙文「同一係争事件の解決における安全保障理事会と国際司法裁判所」文教大学国際学部紀要第12巻第1号（2001年）はこの議論を言及している。そのなかで挙げた事例は以下の通りである：R.ST.J.Macdonald, “Changing Relations between the International Court of Justice and the Security Council of the United Nations”, *CYIL*, vol.31(1993), pp.3-32; Vera Gowlland-Debbas, “The Relationship between the International Court of Justice and the Security Council in the Light of the Lockerbie Case”, *AJIL*, vol.88(1994), pp.643-677; Dapo Akande, “The International Court of Justice and the Security Council: Is There Room for the Judicial Control of Decisions of the Political Organs of the United Nations?”, *ICLQ*, vol.46(1997), pp.309-343; Keith Harper, “Does the United Nations Security Council Have the Competence to Act as Court and Legislature?”, *NY.Uni.J.ILP*, vol.27(1994), pp.103-157; 杉原高嶺「同一の紛争主題に対する安全保障理事会と国際司法裁判所の権限」同編『紛争解決の国際法』三省堂1997年、503-526頁。

(2) 1993 ICJ Rep.325, Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide.

(3) 2004 ICJ Rep.131, Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory (Advisory Opinion).

2. 国際司法裁判所の判断（勧告的意見）一

- a. 本件に対して裁判所が総会に提出された要請を法律問題として司法管轄権を有する。
- b. イスラエルが占領地のパレスチナ領域で入植地と隔離壁を建設したことは、国際法に違反している。即時に建設を中止しなければならない。
- c. 入植地と隔離壁の建設は永久的な既成事実になる。すなわち、この既成事実がパレスチナ領土の事実上の併呑になる。
- d. 隔離壁の建設がパレスチナ人民の自決権の行使を阻害する。この阻害行為はパレスチナ人民の自決権を尊重するというイスラエルの義務の不履行になる。
- e. パレスチナ人民が受けた生活上の制限に対して、イスラエルが国際人道法と国際人権規約に違反したことを義務として受け入れなければならない。
- f. イスラエルが他の国から攻撃を受けたのを隔離壁建設の理由にし、隔離壁建設がイスラエルの自衛権行使である、というイスラエルの主張に対して、国連憲章第五条に基づけば、隔離壁建設の理由とは関係がない、イスラエルが受けた攻撃がイスラエルの統治領内である、だから、憲章第五条と関係がない、と言わなければならない。

3. 意義一本件の国際司法裁判所の判断（勧告的意見）は非常に意義がある。a.の法律問題および管轄権に関する判断は重要な問題を提起している。この提起は国際法の従来の問題に対する新たな判断として重要である。d.のパレスチナ人民の自決権に関する国際司法裁判所の判断も重要である。パレスチナ人民の自決権問題は個別問題だとすれば、占領地内の人民の自決権問題は普遍的な意義を有する。さらに、昨今「ポスト植民地の自決権」という思潮があるが⁽⁴⁾、本件のような占領地内人民の自決権というのがなお新しい現実問題として動いている。この現実問題を、本文では割愛して別のチャンスで取り組む。f.の憲章第五条に基づく自衛権の判断も従来国際法の問題に対する新たな問題を提起している。それは「(占領) 領域内の(武力) 攻撃が自衛権行使の「理由」にならない、自衛権行使の要件にならない」、という本件の国際司法裁判所の判断である。この判断の国際法上の意義に関して、本文では割愛して別のチャンスで取り組む。本文は、a.の法律問題および管轄権に関する国際司法裁判所の判断を問題視し、この判断を下したまでの裁判所の司法過程を分析し、この判断の国際法上の意義を探る。

二 「隔離壁建設」事件に対する裁判所、総会と安保理の解決

この事件に対して国際司法裁判所の司法解決のほかに、国連総会と安保理が政治解決を努めた。同一事件に対する三者の解決は本件においてそれぞれの役割を示した、という点で意義がある。すなわち、国際紛争の平和的解決という枠組みにおいて、国際司法裁判所、国連総会、安保理の三者がそれぞれのアプローチで解決に取り組む。三者による紛争解決が国際紛争の平和的解決のパターンなるにつれて、このパターンの建設、三者の関係などは課題として現れてくる。「隔離壁建設」事件はこの課題の典型である、と言えよう。

本件において、アラブ国家連盟がイスラエルの隔離壁建設によりパレスチナが被害を受け中東平和を脅かしたという事由でまず紛争解決を求めるための手紙（事実報告）を国連総会に提出した。総会が国際司法裁判所へ司法判断（勧告的意見）を要請した。すなわち、総会は本件には司法解決の必要があると判断した⁽⁵⁾。

(4) 人民自決権に関して現代で最もまとまった研究例として、Martti Koskenniemi, "National Self-Determination Today: Problems of Legal Theory and Practice", ICLQ, vol.43 no.2(1994), pp.241-269を挙げる。「ポスト植民地の自決権」は、Adam Roberts, "Prolonged Military Occupation: the Israeli Occupied Territories Since 1967", AJIL, vol.84(1990) PP.84-96を見る。

(5) supra note 3, para. 1.

同時期に（2003年10月14日）、アラブ国家連盟が手紙提出後に、安保理は「パレスチナ問題を含む中東情勢」を議題に二回をわたり会議を開いた。イスラエルの隔離壁建設を非難する決議草案はある常任理事国の反対で採択されなかった。同年11月19日安保理は1515（2003年）決議を採択した。この決議はイスラエルとパレスチナの紛争解決の方法の一つとして路線図を提示したに止まり、当面の問題の隔離壁建設にはなんら具体的な規定を設けなかった。

上述のプロセスでわかるように、イスラエルの隔離壁とその建設および加害の現実問題をめぐって総会が国際司法裁判所の司法判断（勧告的意見）を要請した。それに対して安保理が国際紛争の平和的解決の原則に沿って政治的解決を図ったが、隔離壁の建設にもたらされたパレスチナ側の被害と建設者のイスラエル側の加害行為の差し止めおよび被害の救済に関する実質問題には触れなかった⁽⁶⁾。一方、国際司法裁判所が総会の要請を受けて司法判断（勧告的意見）を提出した。

三 本件の三者解決に対する国際司法裁判所の見解

国際司法裁判所が本件の司法判断を開始する際に最初に管轄権の有無に関して判断と見解を示す。この必要性が裁判所の司法過程（訴訟過程）⁽⁷⁾を展開するための手続きに由来するものである⁽⁸⁾というより、管轄権そのものが本件の実質的な争点の一つであり、それだけに総会、安保理と裁判所の三者解決に対して初めて国際司法裁判所が見解を示した。

本件に対する裁判所の管轄権の有無を判断し説明するために、裁判所は「核兵器の合法性の意見」⁽⁹⁾を判例にして管轄権の否定ができないと、判例の適用からまず管轄権を有するという結論を下した⁽¹⁰⁾。この管轄権と確認が本件における総会、安保理と裁判所の三者解決の実態を披露している。この実態から三者解決のメカニズムを解析することができる。

裁判所が本件に対する管轄権の有無を確認しなければならなかったのは、隔離壁建設者のイスラエルがこの三者解決の実態に関して裁判所の管轄権行使を批判しているからである。イスラエルがその抗弁において、安保理がパレスチナ問題を含む中東情勢の対処措置を取る際に、総会がパレスチナ領域内での隔離壁建設の法律上の効果をめぐる意見を裁判所に要請するのが、国連憲章によれば権限逾越である、と主張している⁽¹¹⁾。イスラエル側が援用したのは国連憲章第一二条一項である：「安全保障理事会がこの憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争又は事態について遂行している間は、総会は、安全保障理事会が要請しない限り、この紛争又は事態について、いかなる勧告もしてはならない。」

イスラエルのこの抗弁と憲章援用に対して、裁判所が憲章第二四条を援用し、さらに「特定経費事件」⁽¹²⁾を判例にして総会と安保理の紛争解決における関係に対してこのような見解を示した。すな

(6) *ibid.* para.22.

(7) ここで敢えて「司法過程」と「訴訟過程」を分別している。「司法過程」はより訴訟当事者側と代理人側と裁判所側を統合して見る場合である。「訴訟過程」はより提訴後の一連とした訴訟作業を意味する。又は訴訟当事者側だけを見る場合である。

(8) 国際司法裁判所を法動員する過程、ここで言っている裁判所の勧告的意見を要請する手続きに関して、杉原高嶺『国際司法裁判所』（勧告的意見の要請手続き）を有斐閣1996年395-410頁参照。

(9) 1976 ICJ Rep. 59, Nuclear Tests (Advisory Opinion).

(10) *supra* note 3, para.13.

(11) *ibid.*, para.24.

(12) 1962 ICJ Rep.49, Certain Expenses of the United Nations (Advisory Opinion).

わち、憲章第二四条が国際平和と安全の維持において安保理が「主要な責任」を負うが、この「主要」な権限は唯一独占的な権限ではない。そして、総会の慣例を振り返って、「総会と安保理が国際平和と安全の同一事項を平行にして処理してきている。……安保理が国際平和と安全と相関する事項を重点にするが、総会がより問題の視野を広めて人道、社会と経済をも考慮に入れる」⁽¹³⁾と、裁判所がまずマクロ的に総会と安保理との関係に関する見解を示し、総会の権限逾越という主張を却下した。

さらに、本件に関して、裁判所が総会の勧告的意見要請の妥当性をめぐって見解を示している。2003年10月14日安保理常任理事国の一国の反対投票でイスラエルの隔離壁建設に関する安保理決議草案が否決された。そして、同12月8日までに安保理が隔離壁建設に関して議論も行わず、当然に決議の採択も行わなかった。この情勢により、同10月20日総会第十回緊急特別会議が開き、隔離壁建設の司法判断を国際司法裁判所に要請することを決定した。このような安保理の事情を鑑み、総会が裁判所へ司法判断を要請することは妥当である、と裁判所は判断している⁽¹⁴⁾。さらに、第十回緊急会議期間中に総会がその権限内のいかなる決議—裁判所へ司法判断を要請する決議を含め—を採択することができる、(安保理)とは関係がない、と裁判所が強調している⁽¹⁵⁾。

裁判所のこの強気の強調が本件の大きな特徴である、と言えるが、裁判所はまた従来の「法律紛争」と「政治的紛争」という伝統的な問題にも取り組まなければならない。この伝統的な問題はやはり裁判所の管轄権の有無を判断する際に提出された。そして、本件で提出された「法律問題」であるか否かというのも本件なりの特徴を有してユニークなものである。従来「法律問題」か「政治問題」かを問題視するときに、往々にして紛争の性質、解決方法という根本的な問題の所在を切り口にしていたが、本件では「法律問題」であるか否かの文言には「不確実性」があるから、問題提起には「法律」の問題性がない、という主張がイスラエル側になされた⁽¹⁶⁾。この主張に対して、裁判所が文言の表現が明晰ではないため裁判所に管轄権がないということの意味しない、と判断した⁽¹⁷⁾。問題提起(訴訟提起)の文言の表現が明晰ではないところは正に裁判所のやるべき法律解釈の作業である⁽¹⁸⁾。

同様に文言の表現を問題提起(訴訟提起)の技術の問題として裁判所の管轄権の有無を疑ったのは、本件の問題提起(訴訟提起)が抽象的で、「法律問題」たる性質を有しない、そのため裁判所には管轄権がない、というイスラエル側の主張である⁽¹⁹⁾。この主張に対して、裁判所が「核兵器の合法性の意見」を判例にして、「裁判所がいかなる法律問題に対しても勧告的意見を提出することができる。その法律問題が抽象であるか否か、である」⁽²⁰⁾。

本件の問題に政治的な要素があるから、裁判所に管轄権がない、というイスラエル側の主張に対して、裁判所が明確に「本件の法律問題に政治的な側面がある。裁判所の一貫した法理に基づいて、この事実が国際生活の沢山の問題と同様に、その性質から言えば、その法律問題の特質を剥奪することができない。それを以て裁判所の『国際司法裁判所規程』に規定される権限を失うことができない」と見解を示している⁽²¹⁾。

この通り、本件で従来の「法律紛争」(法律問題)、「政治的紛争」(政治問題)に対して、国際司法

(13) *supra* note, para.27.

(14) *ibid*, para.31.

(15) *ibid*, para.32.

(16) *ibid*, para.36.

(17) *ibid*, para.38.

(18) *ibid*, para.38.

(19) *ibid*, para.36.

(20) *supra* note 12, para.15, p.236.

(21) *supra* note 3, para.41.

裁判所は最も明確な見解を示している。すなわち、提訴されたいかなる問題に対しても、裁判所が法律問題として管轄権を行使するということは否定できない。

四 裁判官の意見を寄せて

本件の審理および審理過程をめぐって国際司法裁判所の裁判官たちは、三者解決、またはイスラエル側の抗弁のように、国連総会が安保理の解決進行中に裁判所へ司法判断（勧告的意見）を要請することはできない、ということに対して意見を示すのが二人だった。R.Higgins判事は、総会が裁判所より先に隔離壁建設の違法性を宣告した、ことを指摘している⁽²²⁾。総会が裁判所より先に違法性の宣告をしたことは裁判所の司法判断の妥当性に影響を及ぼす、と言えないこともないが、Higgins判事はその妥当性を全然触れていなかったが、もし一方の当事者がすでに違法者であるとされたら、その当事者が法廷でやることは自分の合法性を回復することである⁽²³⁾。すなわち、Higgins判事は総会の宣告の効果だけを問題視し、しかもその宣告の妥当性ではなくて、当事者の立場からその効果を言及しただけに止まっている。

Kooijmans判事は裁判所の憲章一二条一項の適用と解釈に賛成する、と意見を表明した⁽²⁴⁾。すなわち、裁判所が同条同項に基づいて総会決議ES-10/14（裁判所へ隔離壁建設に関する司法判断を要請する決議）を採択したのを総会の権限逾越に帰するものではない、と認識している。そして、Kooijmans判事は自分のこの認識をさらに進めて、（隔離壁建設事件の審理の場合では）裁判所が同条同項を解釈するとき総会と安保理の共同な平和解決の決議の採択が同条同項の解釈に影響がある、と考えなくてよい、と指摘している⁽²⁵⁾。すなわち、総会と安保理が隔離壁建設事件に対して両者が共同な平和解決の決議を採択すべき、というのが憲章一二条一項の主旨または方針である、と裁判所がこのように解釈する必要がない。総会と安保理が国際平和と安全の同一事項を共同に処理するのはすでに慣例になっている、と裁判所のこの考えに対しても、Kooijman判事は賛成の意見を表明している⁽²⁶⁾。総会と安保理が（国際平和と安全の問題に対して）「平行」の責任を負っている、とKooijmann判事が指摘している⁽²⁷⁾。この指摘は、国際紛争の平和的解決において安保理と国際司法裁判所の関係は「平行」、「共同的管轄権」という従来の判例および裁判官たちの見解を踏襲している上で、今回の事件をもとにして総会と安保理、および総会、安保理とICJの「共同的管轄権」という見解も示している。

五 本件判決に対する学説上の検討

本件判決（ICJの勧告的意見）は国際法の重大な問題を数多くふれているので、国際法学者と実務者の間で大いに注目され、検討されている。

American Journal of International Law は第九九巻（2005年）でこの判決をめぐって検討の特集を組んだ：Agora: ICJ Advisory Opinion on Construction of a Wall in the occupied Palestinian Territory.⁽²⁸⁾ 国際人道法、国際人権法、民族自決権、軍事占領地域の紛争解決、紛争の政治的解決と司法的解決、ICJ

(22) Ind. Opi. J. R.Higgins, para.3.

(23) *ibid.*

(24) Ind. Opi. J. Kooijmans, para.14.

(25) *ibid.* para.15.

(26) *ibid.* para.18.

(27) *ibid.* para.38.

(28) AJIL, vol.99 (2005), pp.1 – 141.

の管轄権、と本件の司法解決（ICJの管轄権と判決）の妥当性、などのトピックスを分けて検討している。その中で本論文と同様な問題発見と問題意識をしたのは、“The ICJ’s Advisory Jurisdiction and the Crumbling Wall Between the Political and the Judicial”,⁽²⁹⁾と“Toward Authoritativeness: the ICJ Ruling on Israel’s Security Wall”,⁽³⁰⁾であった。ほかに、Editor’s Introductionも本論文と全く同様にICJと安保理と総会の三者解決という本件の現象に目を向けて、（本件の場合では、）ICJには安保理が総会に対する支持を表明していない時に総会の司法判断（ICJの勧告的意見）の要請をよく考え、確認する必要があるかどうか、と問題を提起している⁽³⁰⁾。

この特集は近年来、いやAJIL史上、AJILが行った有数の特集の中の一つである。しかも現今、世界で最も活躍している、発言力のある国際法学者たちが寄稿している。この意味で、本件と本件判決に内包されている国際法の問題は豊富で重要である。

六 司法保全の確立—平行解決の原則、と司法判断の必要性

本件はあらためて同一係争事件における国際司法裁判所と安保理のそれぞれの役割ないし国際紛争平和的解決における両者のあるべき機能とあるべき関係という現実問題を浮き彫りさせている。この問題は国際紛争の解決を健全に進行させることに関わっているし、さらに国際法の今日の問題をも数多く内包している。この問題に対して、筆者が八年前に取り組んでいた。当時の作業は同一係争事件に国際司法裁判所の司法的解決と安保理の政治的解決が衝突し国際法の実現を左右するという現実問題を惹起している、と捉えていた⁽³¹⁾。当時の作業は結論として三つ探り得た。一つは、国際司法裁判所と安保理の相互補助的な紛争解決が必要である。もう一つは、両解決方式の「衝突」は国際法の根本的な問題を、例えば国際法は法としてあるべき機能と法使用および法発展の問題を、机上に載せ、私たちに考えさせる。さらにもう一つは、同一係争事件における国際司法裁判所と安保理というと、同一係争事件における両者の関係だけではなく、国際法システムにおける両者の関係をも問題視する必要がある。少なくともこの問題視から国際法の数多くの問題を取り組む作業が見えてくる。そして、両者の関係というと、この問題の探求は国際法の今日の問題にまで触覚を入れる。それは国際司法裁判所に司法審査の機能を付けるべきか、の問題である⁽³²⁾。裁判所に司法審査の機能を付けるというのは決して人工的なプロジェクトではなくて、同一係争事件のような国際法の現場からの問題提起と法需要である。

当時の作業およびこの作業が到達したこの三つの結論は、本論文で捉えている「隔離壁建設事件」の国際法の関連問題にあらためて直面している。すなわち、同一係争事件における国際司法裁判所と

(29) Michla Pomerance, AJIL, vol.99 (2005), pp.26-42

(30) Richard Falk, AJIL, vol.99 (2005), pp.42-52

(31) 前掲論文1、拙文。

(32) 国際司法裁判所の司法審査とその権限に対して拙文「国際司法裁判所と司法審査」二松学舎大学論集第45号（2002年）が「同一係争事件における国際司法裁判所と安保理」という問題の他の側面の現象として捉えている。拙文で例示されている裁判所の司法審査の資料はこの通りである：Geoffrey R.Watson, “Constitutionalism, Judicial Review, and World Court”, Harvard ILJ, vol.34(1993), pp.1-45; W.Michael Reisman, “The Constitutional Crisis in the United Nations”, AJIL, vol.83(1993), pp.83-101; Thomas M.Franck, “The ‘Power of Appreciation’: Who Is the Ultimate Guardian of UN Legality?”, AJIL, vol.86(1992), pp.519-532; Jose E.Alvarez, “Judging the Security Council”, AJIL, vol.90(1996), pp.1-39; Bernhard Graefrath, “Leave to the Court What Belongs to the Court? The Libya Case”, EUR. J.I.L, vol.4(1993), pp.184-198; Ken Roberts, “Second-Guessing the Security Council: The International Court of Justice and Its Power of Judicial Review”, PACE IL.REV.vol.7(1995), pp.281-300.

安保理の関係というのが依然に国際法の現実問題として動いている。そしてこの現実問題は「隔離壁建設事件」においてはこの事件の独自の問題性を出している。この独自性が新しい問題提起として従来の「同一事件における裁判所と安保理」の問題に付け加え、この問題ないし国際法システムにおける裁判所（司法）と安保理（政治）のあるべき関係という大きな問題に新しい内容を入れている。

この新しい内容はすなわち「隔離壁建設事件」で表している国際紛争の解決における国連総会、裁判所と安保理の三者解決および三者のあるべき関係である。同事件では国連総会を巻き込んだのが独自の問題性である。国連総会に関して、安保理と同一紛争を解決する場合に、憲章一二条第一項に規定されるように、安保理が主導を取る。しかし、紛争が起こっている、しかも緊急に解決し、救済する必要がある場合、さらに安保理が理事国の反対投票で必要な決議の採択ができない—安保理が機能不全—の場合、総会が緊急会議を招集し国際司法裁判所へ勧告的意見を要請するのは、妥当である。この妥当性は憲章一二条第一項に基づけば肯定することができる。さらに、同事件で総会が取った措置、すなわち緊急会議の召集と裁判所の司法判断の要請、というのは先例もあるし、これらの先例に合わせて憲章一二条第一項の適用および解釈に新しい根拠を提供することができる。この意味で、同条を法発展させることができる。

何より「隔離壁建設事件」の司法判断（勧告的意見）の意義は、国際司法裁判所の司法機能を保全させた、いわゆる司法保全である。同事件は従来裁判所の司法活動に傾向が見えていた司法保全⁽³³⁾というのを再提起し、国際法の司法保全の輪郭を描き始めた。司法保全というのは、国際法においては、国際紛争を解決するには、とりわけ同一係争事件のような特殊な場合では、国際司法裁判所の司法判断を重視する、司法過程を保全する、司法判断を権威のある、拘束性のある国際社会の決定として受ける、執行することである。そうしたら国際紛争の平和的解決を有効に実現させる。従来、国際紛争の解決に、とりわけ同一事件に裁判所と安保理がともに解決を取り組む場合に、両者が別個にそれぞれの機能を果たす、いわゆる平行解決、を原則としていた。それにしても、同一係争事件の場合では司法保全が必要である、と認識を示した⁽³⁴⁾。今度、「隔離壁建設事件」は司法保全の問題をより一方前進させた。同事件は司法保全の強調として具体的な司法保全の輪郭を見せてくれた。すなわち、総会が緊急会議を召集し国際司法裁判所の司法判断の要請を決定したのは司法保全のスタートであり、裁判所の司法判断が同事件の結論として当事者を拘束し、国際社会においても拘束性があるまで、同事件の司法保全の全プロセスである。このプロセスが司法保全の輪郭である。今後このプロセスを国際法の司法保全とその作業としてさらに形のある発展をするだろう。

結 び

国際司法裁判所の「隔離壁建設事件」の司法判断（勧告的意見）は実に内容が豊富な国際法の問題を提起している。これらの問題を踏まえて以下のようにまとめることができる。

- 1、国際紛争がconflictとしても、disputeとしても形も区分にも変わりがないが、国際法による法的解決の需要度数が高まっている。これを国際社会の法需要として捉える必要がある。この法需要に応じて、国連憲章で規定されている権威のある国際組織が予定通りに機能している、と言える。この場合、国連総会、安保理、国際司法裁判所が同時に共同に同一紛争を対処し解決

(33) 国際法の「司法保全」を問題視したのは、supra note 1, Vera Gowlland-Debbas, p.654; R.ST.J.Macdonald, p.6.である。

(34) ibid, Vera Gowlland-Debbas, p.654.

する動きが増えてきた。この動きも国際社会の法需要として、憲章に、裁判所規程に新たな問題を提起している。そのため、現象と法需要に合わせて国際法を理解し適用し、国際法を発展させる必要もある。

- 2, 政治的な問題を司法の場へ。昨今、国際政治的な問題を、いわゆる従来の「政治的紛争」を国際司法裁判所へ提訴するのが増えてきた。これは国際法の発展とも言えるし、国際社会に対する国際法の法的制御が効いていると見られる。ニカラグァ事件が「政治的な問題を司法の場へ」の典型としてその動きのスタートを切って以来、「隔離壁建設事件」もその部類に入る。ニカラグァ事件で打ち出し確立した国際司法裁判所と安保理の「別個だが、補助的」な紛争解決の原則—平行原則は今日でも有効に機能している。そして、「隔離壁建設事件」は国連総会の参与という新しい現象を見せて、さらにこの新しい現象にも「別個だが、補助的」な紛争解決の原則は有効である。とりわけ「補助的」という原則は国際紛争の法的解決の需要度数が高まる今日、「政治的な問題を司法の場へ」の今日に、より有効な原則として適用される。
- 3, 「隔離壁建設事件」が見せてくれた裁判所の司法保全を実現させた事例は今後国際紛争の平和的解決に司法保全を取り入れる道標になるが、それで従来の安保理と裁判所の同一係争事件の解決を進める際に従来の「別個だが、補助的」という紛争解決の原則—平行原則は色褪せをすることはない。司法保全と平行原則との均衡をいかに保つかは、さらなる課題である。